

中国クラウドの利用と日本企業の義務

2022年1月12日

桃尾・松尾・難波法律事務所

パートナー弁護士・北京大学法学博士 松尾剛行¹

(Email: mmn@mmn-law.gr.jp)

中国律師

胡悦

(Email: hu.yue@mmn-law.gr.jp)

1 はじめに

近時は経済安全保障が注目され、中国との間のデータ国際移転とりわけクラウドを通じた国際移転についてどのような規制が課されるかが注目されている。例えば、筆者2名が協力して中国のクラウドと経済安全保障に関する発表を総務省の研究会で行った²。これまで、以下3つのニュースレターを発行してきたが、今回はクラウドにフォーカスして論じたい。

- ・中国個人情報保護法草案について³
- ・中国個人情報保護法の成立⁴
- ・中国個人情報保護法適用後(2021年11月以降)における、日本の越境 EC 企業のなすべき実務対応⁵

すなわち、以下の2つの事例を念頭に、中国クラウドの利用についてどのような義務が課せられるかを包括的に検討したい。

事例1：A社は日本のグローバル企業である。A社にはA中国という中国子会社（重要インフラ事業者でも、個人情報保護法の定める一定以上の数量の個人情報を取り扱う事業者でもない）があり、100人の従業員が所属している。A中国は100人の従業員について、氏名、年齢、住所等の非センシティブ情報を持っている。A中国はA中国のイントラネットサーバ上において従業員情報を保管していた。Aは中国も含めた従業員情報をA中国から移転させ、日本で管理したい。この場合にA中国はA本社に移転する上でどのような対応が必要か。

事例2：上記事例において、A中国はA中国のイントラネットサーバ上ではなく、中国のクラウドベンダであり、かつ、重要インフラ事業者であるBクラウド上に当該100人の従業員情報（非センシティブ情報）をアップロードしており、Bクラウドの中国のサーバに保管されていた、A社（本社）はかかるBクラウドにアクセスすることで、実質的にA中国の従業員情報を取得しようとしている。この場合、どのような対応が必要か。

¹ 第一東京弁護士会。NY州弁護士。

² https://www.soumu.go.jp/main_content/000783869.pdf

³ https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=436

⁴ https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=485&type=

⁵ https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=487&type=

2 日本法に基づく義務⁶

日本法上、クラウドの利用が個人データの第三者提供になるかが問題となっている。本年4月1日施行予定の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A（以下「Q&A」という）7-53が、「クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならない」としている。つまり、クラウドベンダが個人データを取り扱わないのであれば、それは日本の個人情報保護法上はまるで自社のサーバ上の保管と同様に扱われ、安全管理は必要であるが、それ以上に、第三者提供の場合の本人同意取得を要しない。そして、ここでは中国クラウドのような外国クラウドが問題となっているところ、Q&Aは「当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供(略)に該当しません」（Q&A 12-4）としている。そのため、外国クラウド事業者が「個人データを取り扱わないこととなっている場合」であれば、国内の第三者提供規制と同様に外国第三者提供規制もかからない。

ただし、（外国）第三者提供規制がかからないといっても、上記の通り自社が取り扱っているデータである以上安全管理義務を負う。ここで、安全管理措置の内容として、外的環境の把握、つまり、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握し、必要かつ適切な措置を講じなければならないという義務が課せられる。Q&A 10-25は、外国クラウドの利用に関し、「個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。」としている。つまり、中国のクラウドサーバ上に保管することによって、中国個人情報保護法その他の中国の関連する制度の内容が問題となることから、個人情報取扱事業者として、そのような制度を把握し、適切な安全管理措置を講じることが求められている⁷。

3 中国法に基づく義務

(1) 安全評価義務

ネットワーク安全法（サイバーセキュリティー法）によると、重要情報インフラ運営者が、中国国内で収集し発生した個人情報及び重要データについて、国内保存義務（データ・ローカリゼーション義務）を負い、海外への移転につき安全評価義務を負うとされている⁸。

また、中国個人情報保護法によると、重要情報インフラ運営者に加え一定の数量に達した個人情報取扱者もかかる義務を負うとしている⁹。

⁶ より詳しくは、「令和2年・3年改正個人情報保護法下のクラウドの利用」
(<https://www.kbd-personalinfo.com/entry/2022/01/07>)を参照のこと。

⁷ なお、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」を本人の知り得る状態に置く義務との関係で、Q&A 10-25が「クラウドサービス提供事業者が所在する外国の名称及び個人データが保存されるサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。」としていることを参照。

⁸ ネットワーク安全法37条「重要情報インフラ運営者が中華人民共和国の国内での運営において収集、発生させた個人情報及び重要データは、国内で保存しなければならない。業務の必要性により、国外に対し確かに提供する必要がある場合には、国のネットワーク安全情報化機関が国务院の関係機関と共同して制定する弁法に従い安全評価を行わなければならない。法律及び行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めに基づいて行う。」

⁹ 個人情報保護法40条「重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報が国家インターネット

ネットワーク安全法や個人情報保護法については、様々な下位規範が存在する。その体系については、以下の図のとおりである。

情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で収集し又は発生した個人情報を域内で保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくて良いと規定する場合には、その規定に従う。」

一般法	ネットワーク安全法（サイバーセキュリティー法）（2016年）	個人情報保護法（2021年）	データ安全法（データセキュリティー法）（2021年）
行政法規、部門規章	重要情報インフラ安全保護条例（2021年） ネットワーク安全審査弁法（2020年） 個人情報と重要データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）（2017年）		
	児童個人情報ネットワーク保護規定（2019年） 個人情報域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）（2019年） データ安全管理弁法（パブリックコメント募集案）（2019年5月28日公布） ネットワーク安全等級保護条例（パブリックコメント募集案）（2018年）等		
	ネットワークデータ安全管理条例（パブリックコメント募集案）（2021年） データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）（2021年）		
国家基準	GB/T 39335-2020 情報安全技術個人情報安全影響評価ガイドライン（2020年） GB/T 35273-2020 情報安全技術個人情報安全規範（2020年） 情報安全技術データ域外移転安全評価ガイドライン（パブリックコメント募集案）（2017年）		

これらのうち、クラウドと域外移転に関連する下位規範のうち重要なのは以下の2つである¹⁰。

- ・データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）（2021年10月29日公布）
- ・重要情報インフラ安全保護条例（2021年）

まず、重要情報インフラ安全保護条例は、ネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）の規定する重要インフラを公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービス、国防科学技術産業等の重要な産業及び分野の、及び、一旦機能の破壊若しくは喪失又はデータ漏洩に遭遇すると、国の安全保障、国民経済と生活、公共の利益を深刻に危険にさらす恐れがある重要ネットワーク施設、情報システム等と定義した¹¹。この記載でもまだ十分に実務上の対応は明確になっていないものの、要するに、そのような種類の重要ネットワーク施設、情報システム等について各分野ごとに下位規範が更に策定されるということである¹²。

次に、データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）は、個人情報保護法40条の規定する一定の数量に達した個人情報取扱者の意味を100万以上の個人情報取扱者とした¹³。

その上で、データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）はデータ域外移転に関する安全評価の申告義務を負う主体を、上記の法律のレベルで定められた重要情報インフラ運営者及び一定の数量に達した個人情報取扱者以外にも、データ取扱者一般に拡大した。但し、（重要情報インフラ運営者及び一定の数量に達した個人情報取扱者以外の）一般のデータ取扱者の全ての域外移転について安全評価が必要なのではなく、以下の場合に限られる。

- （i）累計で10万を超える個人情報又は1万以上のセンシティブ個人情報を国外へ移転する場合、
- （ii）域外移転データに重要データが含まれる場合
- （iii）国家インターネット情報部門が規定するその他データ域外移転安全評価を申告する必要がある場合。

以上を踏まえ、安全評価義務についてまとめると以下のとおりとなる。

¹⁰ 個人情報と重要データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）（2017年4月11日公布）及び情報安全技術データ域外移転安全評価ガイドライン（パブリックコメント募集案）（2017年8月30日公布）も関係するものの、古くなっており、その後公表されたものの内容と齟齬が発生する等に鑑みると2022年における参照の価値はあまり高くない。なお、個人情報域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）（2019年6月13日公布）は、広く安全評価を義務付けるものとして警戒されたが、本文に記載しているデータ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）が本文の説明のとおり、安全評価の範囲を限定しているので、そのような限定の方向で実務が動いていくと想定される。

¹¹ 重要情報インフラ施設安全保護条例2条。

¹² なお、この下位規範ではないものの、2016年に効力が発生した「国家サイバーセキュリティ検査操作ガイドライン」によれば、電信とインターネット業界について、クラウドサービスは、重要情報インフラと指定されている。

¹³ データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）4条1項3号。

主体	根拠	安全評価が必要な場合	備考
重要インフラ事業者	ネットワーク安全法37条、個人情報保護法40条、データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）4条	域外移転全て	
一定の数量に達した個人情報取扱者	個人情報保護法40条	域外移転全て	データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）によれば100万人 ¹⁴
データ取扱者一般	データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）4条	（i）累計で10万を超える個人情報又は1万以上のセンシティブ個人情報を国外へ移転する場合、 （ii）域外移転データに重要データが含まれる場合 （iii）国家インターネット情報部門が規定するその他データ域外移転安全評価を申告する必要がある場合。	個人情報と重要データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）9条及び情報安全技術データ域外移転安全評価ガイドライン（パブリックコメント募集案）4.3.2条では、これと異なるルール ¹⁵ が定められていたことにも留意が必要である。

¹⁴ なお、個人情報と重要データ域外移転安全評価弁法（パブリックコメント募集案）によれば50万人であった。

¹⁵ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当局による評価が必要とされている。①50万人以上を含む、又は累計で50万人以上を含む個人情報、②データ量が1,000GBを超える場合、③原子力施設、化学生物、国防軍需産業、人口・健康等の分野のデータ、大型工事プロジェクト活動、海洋環境及び敏感な地理的情報データ、及びその他重要なデータを含む場合、④重要情報インフラのシステムの脆弱性、セキュリティ防御等のネットワーク安全情報を含む場合、⑤重要情報インフラの運営者が国外に個人情報及び重要データを提供する場合、⑥その他国の安全、経済の発展と社会公共の利益に影響を及ぼす可能性がある場合、⑦大量のユーザーからクレーム又は通報があった場合、⑧全国的業界協会から提案があった場合、⑨その他国家業界主管又は監督管理部門が評価を行うべきと判断する場合。

(2) クラウドは「移転」であるか

ここで、クラウドについて、例えば冒頭の事例2のようなシチュエーションが域外移転であるかが問題となる。

情報安全技術データ域外移転安全評価ガイドライン（パブリックコメント募集案）がデータの域外移転について規定しているところ、同ガイドラインは、さらに次に掲げる状況については、いずれもデータの域外移転に該当するとした。①本国国内にあるものの、本国司法管轄に属しない又は国内で登録されない主体に対して個人情報と重要データを提供する場合。②データは、本国以外のところに移転されないが、国外の機構、組織、個人がアクセスし閲覧される場合（公開された情報、ウェブサイトのアクセスを除く）。③ネットワーク運営者グループ内部のデータが国内から国外に移転され、国内の運営に収集し発生させた個人データと重要データに関わった場合。つまり、クラウドサービスにおけるデータは、中国国外の企業がこれをアクセスすることができる場合であっても、データの域外移転と見なされる可能性がある。

(3) 実務対応

このような法令の規定を前提に、冒頭の事例1及び事例2について、実務対応を検討していこう。

まず、事例1については、A中国はA社に対し個人情報の域外移転をするということになる。上記のとおり、データ取扱者一般については、(i)累計で10万を超える個人情報又は1万以上のセンシティブ個人情報を国外へ移転する場合、(ii)域外移転データに重要データが含まれる場合、(iii)国家インターネット情報部門が規定するその他データ域外移転安全評価を申告する必要がある場合のいずれかでなければ、安全評価義務を負わない。しかし、中国個人情報保護法38条1項、39条に従って、域外移転の手續を履行する必要がある。すなわち、本人に必要な事項（域外の移転先の名称又は姓名、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び本人が域外移転先に対し本法の規定する権利を行使する方法及び手續等の事項。）を告知した上での個別的同意を得ること（39条）に加え、以下の4つのいずれかが必要である（38条1項）。

- ①本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格した場合。
- ②国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合。
- ③国家インターネット情報部門が制定する標準的契約を域外の移転先と締結し、双方の権利及び義務を約定する場合。
- ④法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。

より難しいのが、事例2である。事例1と事例2の相違は、(重要インフラ事業者である)クラウドベンダBが関与しているか否かである。そして、中国個人情報保護法40条は、「重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で収集し又は発生した個人情報を域内で保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくて良いと規定する場合には、その規定に従う。」としている。つまり、クラウドベンダBが「取り扱う個人情報」にA中国の従業員情報が含まれるのであれば、A中国の従業員情報にA本社が日本からアクセスすること（域外移転）について、安全評価義務がかかってくる。個人情報の取扱は個人情報の収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開、削除等を含む（中国個人情報保護法4条2項）。そこで、クラウドベンダBがA中国の従業員の個人情報の収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開、削除等を行なっているかが問題である

16。

この点については、現時点において不明確であると言わざるを得ない。そして、もしそのように評価されれば、安全評価義務を負うのは重要インフラ事業者 B であるところ B としては、いちいち安全評価をすることは実務的ではないので、通常はデータの域外移転禁止や国外からのアクセス禁止の措置を講じるであろう。しかし、現時点では中国の有力クラウドベンダは少なくとも包括的なデータの域外移転禁止や国外からのアクセス禁止の措置を講じていない。その意味で、現在の中国の有力クラウドベンダの取り扱いから推測される、これらの中国の有力クラウドベンダの解釈は、(少なくとも日本法でいう、「クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合」においては、) 取り扱っている(個人情報の収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開、削除等を行なっている)のはユーザ(A 中国)であって、クラウドベンダ(クラウドベンダ B)ではない、というものであろう。しかし、今後中国政府によって解釈が更に明確化される可能性があるところ、その解釈の内容として、クラウドベンダ B による取り扱いを含むと解釈される可能性も否定できない。その意味で、今後そのような(クラウドの積極的利活用にとって不利な)解釈が公表され、中国のクラウドベンダがデータの域外移転禁止や国外からのアクセス禁止の措置を講じる可能性もあることを念頭に置きながら事例 2 のような場合に対する対応を実施すべきであろう。

4 その他

なお、上記はあくまでも日中の法令そのものに関する解釈と実務対応である。しかし、これに加え、経済安全保障も注目されるようになってきている。そのような点を踏まえた対応については、2021年12月に筆者2名が協力して総務省の研究会において実施した中国のクラウドと経済安全保障に関する発表を参考にされたい¹⁷。

以上

*本 Newsletter の内容は依頼者に対する助言を構成しません。具体的な事案に関する助言が必要であれば mmn@mmn-law.gr.jp までお問い合わせください。

¹⁶ なお、情報安全技術データ域外移転安全評価ガイドライン(パブリックコメント募集案)(2017年8月30日公布)4.3.2条の注では、クラウドサービスについては、誰がデータの域外移転を発議したかによって、当局の評価を受ける責任主体となるかが決まるとしている。即ち、A 中国が発議すれば A 中国が安全評価を申告する主体となり、B が発議すれば B が安全評価を申告する主体となる。但し、この注の記載は、結局のところ事例 2 のような場合が B に関する域外移転として安全評価を必要とするか否かの問題を解決するものではない。

¹⁷ https://www.soumu.go.jp/main_content/000783869.pdf